

北播磨総合医療センター企業団監査委員条例

〔平成22年3月4日〕
〔条例第12号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、法令に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 監査委員は、法令に定める職務を執行するほか、常に北播磨総合医療センター企業団（以下「企業団」という。）の事務事業の執行状況を注視し、必要があると認めたときは、いつでも議会及び企業長に対しその意見を提出することができる。

（事務補助等）

第3条 監査委員は、必要があると認めたときは、企業長に対し職員に臨時に監査事務の補助に従事させ、必要な説明若しくは報告をさせ、又は調書を提出させることを求めることができる。

（公表方法）

第4条 監査委員が公表しなければならない事項の取扱いに関しては、監査委員において特に必要があると認めたものを除くほか、北播磨総合医療センター企業団公告式条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第3号）の規定を準用する。

（事務局の設置）

第5条 監査委員にその権限に属する事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の職員の定数は、北播磨総合医療センター企業団職員定数条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第5号）で定める。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、監査委員の職務執行上必要な事項は、監査委員が協議の上これを定める。

附 則

この条例は、公布の日（平成22年3月4日）から施行する。